

普通会計バランスシートの会計方針

基本事項

対象範囲	<p>この財務諸表の対象は、一般会計及び流域下水道を除く特別会計です。従って、地方公営企業会計及び地方公社や財団法人などの外部団体は含まれておりません。</p> <p>(この財務諸表に含まれている会計区分)</p> <ul style="list-style-type: none">一般会計公債管理特別会計乗用自動車管理特別会計用度事業特別会計災害救助基金特別会計中小企業振興資金貸付特別会計農業改良資金貸付特別会計県営住宅特別会計林業改善資金貸付特別会計母子寡婦福祉資金貸付特別会計徳山ダム上流域公有地化特別会計
対象年度	<p>この財務諸表の対象は、平成17年度です。すなわち、平成17年4月1日時点から平成18年3月31日ですが、平成18年4月1日から5月末日までの出納整理期間の入出金を含めています。</p>
財務諸表の体系	<p>基本的に、地方自治体の発生主義会計方式に関する研究会が公表した連続研究報告書第1号「財務諸表の体系」(平成12年2月)に準拠しています。すなわち、バランスシート、行政コスト計算書および正味資産計算書(これらは企業会計の損益計算書に近い)、会計方針等の補足情報です。</p>
バランスシートにおける会計処理および表示	<p>バランスシートにおける諸資産の減価償却等の会計処理及びバランスシート全体の表示方法は、地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書「総務省(平成13年3月)を基礎とし、さらに工夫を加えました。</p>
資産評価の方法	<p>バランスシートの資産を評価する方法には、決算集計方式と台帳方式とがあります。決算集計方式は、先行自治体の多くが採用した方法ですが、決算数値の累計額に過ぎず、バランスシートの諸項目の中身は不明で、個々の財産の評価を行うことができません。一方、台帳方式は、民間企業や公営企業で採用されている方法で、本来のバランスシートの作成方法です。しかし、膨大な財産を抱える県庁において、それと同水準の台帳を整備するには、相当の時間とコストがかかります。そこで本県では少しでも中身が分るバランスシートを目指し、基本的には台帳方式を採用し補完的に決算集計方式を用いることにしました。今後の課題として、県としてどこまでコストをかけて台帳を整備するか検討する必要があります。</p>

資産の評価基準	資産は、原則として取得原価主義（取得に必要とした実際の支出額）で評価しています。公有財産は、公有財産台帳において、個々の財産が個別に管理され、定期的に評価替え作業がなされており、その結果は、財政状況の広報等で公表されていますが、このバランスシートでは、取得原価を評価額として採用しています。
資産と負債との差額の取扱い	資産の取得の財源として収入した国庫支出金、市町村等支出金および行政コスト計算書によって計算された行政コストと租税等との差額としての一般財源等の3つの区分で表示しています。
退職給与引当金	普通会計の事務事業に従事する全ての職員が、これまで勤務したことにより発生したコストで、将来必要となる退職手当の全額（100%）を計上しています。この額は、年度末において在職する県職員が、その時点において全員自己都合で退職した場合に必要な退職手当の額と一致します。将来の勤務期間により発生する退職手当は、将来のコストであり、このバランスシートには負債として計上していません。
減価償却	償却性資産である有形固定資産の減価償却は財務省令や地方公営企業法施行令等に準拠した耐用年数に基づいて残存価額をなしとし、定額法により行っています。 (主な耐用年数) 道路 15年 橋りょう60年 河川 50年 砂防 50年 建物非木造事務所 50年 建物非木造住宅・学校等 47年 建物非木造倉庫等 38年 建物木造事務所 22年 建物木造住宅・学校等 20年 建物木造倉庫等 14年
不納引当金	県税等についての平成16年度末現在収入未済額の内、平成17年度に不納欠損処理となる額を、過去5年間の収入未済額に対する不納欠損額の比率の平均値を平成16年度末の収入未済額に乗じて推定し計上しています。
資産の表示方法	資産は、固定性配列法により表示しています。
正常運営循環基準および一年基準の適用	流動、固定の区分は、正常運営循環基準（企業会計における正常営業循環基準）を基本とし、これに一年基準を加味しています。
端数処理等	計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て処理しているので、合計等と一致しない場合があります。 なお、不納引当金について、負債計上から資産控除へと計上方法を変更しています。